

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年12月21日（令和3年（行個）諮問第244号）

答申日：令和6年1月29日（令和5年度（行情）答申第5123号）

事件名：本人の夫に対する休業補償給付の支給決定に係る調査結果復命書等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年特定月日付けで、特定労働基準監督署が、亡夫：特定個人の休業補償給付支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないとして不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年6月24日付け香労発総0624第1号により香川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

今回の開示請求は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支給申請の準備のためのものです。

今回の請求と同様の遺族の開示請求について、石綿工場で石綿粉じんにはく露した元労働者の遺族が和解手続のために国に対して損害賠償請求を提起している又は予定している場合には、死亡労働者の国に対する石綿による健康被害に係る各損害賠償請求権の発生要件が充足されているか否かを直接的に示す個人情報であり、遺族も開示請求権を有していると解し、開示することとされています。

従って、今回の開示請求においても同様の対応を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年5月26日付け（同月27日受付）で、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報

に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が令和3年6月24日付け香労発総0624第1号により不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、同年9月22日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

(1) 開示請求権の考え方について

開示請求権については、法12条1項において、「行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されており、原則、死者の情報は、遺族を本人とする保有個人情報とは解されないことから、遺族は死者の情報について開示請求権を有していない。したがって、遺族による死者の情報の開示請求については、原則として不開示とすべきである。

しかしながら、大阪地裁令和元年6月5日判決を踏まえ、建設現場で業務上石綿粉じんにはばく露した元労働者及び一人親方等の遺族が和解手続のために国に対して損害賠償請求訴訟を提起している又は予定している場合等には、国に対する石綿による健康被害に係る各損害賠償請求権の発生要件が充足されているか否かを直接的に示す個人情報であり、遺族も開示請求権を有していると解し、開示すべきである。

(2) 本件に係る開示請求権の有無について

処分庁は、「開示を請求する保有個人情報に自己を本人とする保有個人情報でないことから、開示請求者が法12条に規定される開示請求権を有していないため」という理由で不開示決定を行った。

しかしながら、本件については、審査請求人は死亡した被災労働者の遺族であり、開示請求の目的が「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支給申請の準備のため」と審査請求書に明記されている等、建設現場で業務上石綿粉じんにはばく露した元労働者の遺族が国に対して損害賠償請求訴訟を提起することを予定していることが明らかであることから、審査請求人は「自己を本人とする保有個人情報」の開示請求権を有していると判断することが妥当である。

(3) 結論

したがって、本件審査請求については、新たに審査請求人を本人とする保有個人情報を特定した上で、法14条各号に規定する不開示情報に該当する部分を不開示とし、その余の部分については、全て開示することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「平成26年特定月日付けで、特定労働

基準監督署が、亡夫：甲の休業補償給付支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書2の①、文書3の①、文書4の①及び文書5の③の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、署名、印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の②及び文書2の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定期間から聴取した内容等である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の①、文書3の②及び文書5の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき主治医が作成した意見書の内容及び医療機関から提供された診療録である。これらの情報が開示された場合には、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書4の②及び文書5の①の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書4の③及び文書5の④の不開示部分は、特定法人の業務内容等に関する情報

であり、当該法人が一般に公にしていらない内部情報及び各種システムのURL等である。これらの情報が開示された場合には、当該法人が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの情報は、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の②及び文書2の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者等が心理的に大きな影響を受け、被聴取者等自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の①、文書3の②及び文書5の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容及び医療機関から提供された診療録であり、これらの情報が開示された場合には、医師の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(ウ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することを躊躇し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書4の③及び

文書5の④の不開示部分は、特定法人の業務内容に関する情報であり、一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該法人に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、新たに本件対象保有個人情報と特定した上で、法14条各号に規定する不開示情報に該当する、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、同表中「法14条該当号」欄に表示する各号に該当する情報については不開示とし、その余の部分は全て開示することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年12月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和4年1月19日 審議
- ④ 令和5年5月18日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 令和6年1月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成26年特定月日付けで、特定労働基準監督署が、亡夫：特定個人の休業補償給付支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の全部について、自己を本人とする保有個人情報でないことから、開示請求者が法12条に規定する開示請

求権を有していないとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、本件対象保有個人情報（審査請求人を本人とする保有個人情報）に該当するとして、その一部（以下「不開示維持部分」という。）について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番5について

通番5の11頁の不開示部分は、特定労働基準監督署に意見書を提出した医師の署名及び印影であることから、法14条2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、開示請求者（審査請求人）以外の特定の個人を識別することができる情報に該当する。

しかしながら、当該部分については、原処分において、既に他で開示されている情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

イ 通番6、通番11及び通番12のa)について

通番6の5頁ないし9頁、通番11及び通番12のa)は、審査請求人の亡夫の診療録（カルテ）及びその一連の検査記録等である。

諮問庁によると、当該診療録等は、本件の労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、医療機関から提供されたものとのことである。そうすると、当該部分は、審査請求人の亡夫に関する個人情報であると同時に、審査請求人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められることから、法14条2号の開示請求者（審査請求人）以外の個人に関する情報とは認められず、また、これを開示しても、医師の個人の権利利益が害されたり、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められず、同条7号柱書きにも該当しないことから、開示すべきである。

ウ 通番7ないし通番9について

当該部分は、審査請求人の亡夫が特定法人に依頼した文書に記録されている当該亡夫が営んでいた事業場に係る情報及び当該事業場に係る請求書並びにその依頼に応じて特定法人が当該亡父に示したと考えられる文書であると認められる。

審査請求人の亡夫が営んでいた事業場に係る情報等を、その配偶

者である審査請求人に開示したとしても、当該事業場の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、そのことにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番12のb)について

当該部分は、労働基準監督署の依頼に応じ、特定の病院長が診断書等を提出した際の送付状に記録された差出人である当該病院長の氏名である。当該病院の名称及び当該文書の提出日並びに当該差出人が当該病院の病院長であることは、原処分において開示されており、当審査会事務局職員をして当該病院のウェブサイトを確認させたところ、当時の病院長の氏名が掲載されていることが認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く不開示情報該当部分）について

ア 法14条2号該当性について

通番3は特定労働基準監督署が調査を行った相手方の氏名、住所、署名、印影、電話番号及び職種であり、通番5は医師等の署名及び氏名並びに印影、通番7は審査請求人以外の特定の個人の氏名及びメールアドレス、通番12は審査請求人以外の特定の個人の氏名である。これらは、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番1、通番6及び通番11（通番12のa）及び通番13に該当する部分を除く。）は、労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、通番2及び通番4は、労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容である。これらを開示すると、被聴取者や医師が、審査請求人等からの批判等を恐れ、被聴取者や医師自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、客観的申述を得ることが困難となるおそれが

あり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性について

通番8及び通番10は、特定の法人の印影であり、当該印影は当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番9は特定の法人のシステム関連情報であり、通番13は特定の法人の各種システムのURL等である。当該部分は、一般に公にされていない当該法人の内部情報であると認められ、これを開示すると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定について、諮問庁が法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表

1 文書名	2 不開示を維持する部分等	3 法14条該当号	4 通番	5 開示すべき部分
調査結果復命書 (文書1)	① 2頁, 7頁の不開示部分	2号及び7号柱書き	1	—
	② 9頁の不開示部分	2号及び7号柱書き	2	—
	③ 上記①及び②以外の不開部分全て	(新たに開示)		
聴取書等 (文書2)	① 8頁の「調査の相手方」欄, 9頁の2行目1文字目及び2文字目, 住所, 署名, 印影, 電話番号, 職種	2号	3	
	② 8頁及び9頁の上記①以外の不開示部分	2号及び7号柱書き	4	—
	③ 上記①及び②以外の不開部分全て	(新たに開示)		
医学的資料1 (文書3)	① 1頁, 10頁, 11頁の署名, 印影, 4頁の氏名, 12頁の印影	2号	5	11頁の署名中の1行目
	② 1頁, 2頁, 5頁ないし9頁, 12頁ないし14頁の不開示部分	2号及び7号柱書き	6	5頁ないし9頁の不開示部分
	③ 上記①及び②以外の不開部分全て	(新たに開示)		
所属特別加入団体提出資料 (文書4)	① (氏名) 1頁, 9頁, 20頁ないし30頁, 36頁 (メールアドレス) 9頁	2号	7	20頁ないし30頁の氏名
	② (法人の印影) 31頁, 32頁, 35頁ないし56頁, 58頁ないし68頁, 70頁ないし74頁, 76頁, 78頁ないし81頁, 83頁	3号イ	8	31頁, 32頁, 35頁, 83頁の法人の印影
	③ 10頁ないし19頁の不開示部分 (システム関連情報) 3頁, 37頁ないし81頁	3号イ及び7号柱書き	9	a) 10頁ないし19頁の不開示部分 b) 33頁及び34頁の口座番号

	(口座情報) 33頁, 34頁			
	④上記①ないし③以外の 不開部分全て	(新たに開 示)		
医学的資料 2 (文書5)	①(法人の印影) 20 0頁	3号イ	10	—
	②2頁ないし201 頁, 220頁, 236 頁, 239頁, 242 頁, 247頁, 248 頁, 249頁, 251 頁ないし253頁の不 開示部分	2号及び7 号柱書き	11	2頁ないし20 1頁, 220 頁, 236頁, 239頁, 24 2頁, 247頁 及び248頁 (通番13の不 開示部分を除 く)
	③(氏名) 1頁, 20 2頁, 206頁, 20 9頁, 212頁ないし 220頁, 223頁ないし229 頁, 234頁ないし2 36頁, 239頁, 2 42頁, 247頁, 2 48頁, 251頁ない し253頁, 257 頁, 258頁	2号	12	a) 202頁, 2 06頁, 209 頁, 212頁な いし220頁, 223頁(枠外 の印刷者の氏名 を除く), 22 4頁ないし22 9頁, 234頁 ないし236 頁, 239頁, 242頁, 24 7頁及び248 頁の氏名 b) 257頁及び 258頁の氏名
	④(システム関連情 報) 212頁, 213 頁, 220頁, 221 頁, 236頁, 237 頁, 239頁, 240 頁, 242頁, 243 頁, 247頁	3号イ及び 7号柱書き	13	—
	⑤上記①ないし④以外 の開示部分全て	(新たに開 示)		

(注) 理由説明書の表に基づき、当審査会事務局で作成した。